

環境管理マニュアル
付属文書

付 表 綴

(改定履歴表；本付表綴裏表紙に記載)

制定 平成 16 年 12 月 13 日

承認	審査	作成
H16・12・13	H16・12・13	H16・12・13

この付表綴は、制定又は改廃の承認日から発効する

制定・改訂履歴表				
改訂版番号	改訂理由と主な改定内容	改訂年月日	改訂者印	承認者印
第1版	初版	H.11.11.15.	許田	大森
第2版	環境方針と各規格内容との整合性を調整のため	H.11.12.15.		
第3版	環境推進委員会による全面見直し	H.12. 1.15.		
第4版	環境推進委員会による全面見直し (付表9 環境保全推進組織図—メンバーの変更等)	H.13. 5.31.		
第5版	環境推進委員会による全面見直し (付表9 環境保全推進組織図—メンバーの変更等)	H.14. 5.31.		
第6版	環境推進委員会による全面見直し (環境側面の見直し等)	H.14.12.13		
第7版	環境推進委員会による全面見直し (環境側面の見直し等)	H.16. 4. 5		
第8版	環境推進委員会による全面見直し (付表7・付表9変更)	H.16. 8. 9		
第9版	環境推進委員会による全面見直し (付表1変更)	H.16.12.13		

付表 3 環境側面抽出評価基準 配点表

1 結果の重大性W

1.1 INPUT

1.1.1 エネルギーの使用量評価

1.1.1.1 電力 150,061KWH/Y

使用量	評価点
152,000kwh以上	5
150,000kwh以上	4
148,000kwh以上	3
146,000kwh未満	1

1.1.1.2 燃料(車両用燃料、ガス等)

原油換算値 139,410L/Y

使用量	評価点
145kl以上	5
140kl以上	4
135kl以上	3
130kl以上	2
130kl未満	1

1.1.2 天然資源の使用量の評価

1.1.2.1 水 1,589m³/Y

使用量	評価点
1650m ³ 以上	5
1550m ³ 以上	4
1450m ³ 以上	3
1350m ³ 未満	1

1.1.2.2 コレ^レ-用紙174,881枚/Y

コレ ^レ -枚数	評価点
190,000枚以上	5
180,000枚以上	4
170,000枚以上	3
160,000枚以上	2
160,000枚未満	1

1.2.3 化学物質の評価

物質ランク	評価点
毒物、特化物1,2種、水濁法にいう有害物質	5
大気汚染・悪臭防止法及び県市条例に定める有害物	4
劇物及び消防法4類指定物質	3
その他の化学物質	1

1.2 OUTPUT

2 / 2

1.2.1 排水の評価

実績値の対規制値	評価点
規制値の80%以上	5
規制値の60%以上	4
規制値の40%以上	3
規制値の40%未満	1

1.2.3 悪臭の評価

実績値の対運用基準値	評価点
5人中5人が不快に感じる	5
5人中4人が不快に感じる	4
5人中3人が不快に感じる	3
5人とも感じない	1

1.2.5 自社からの特別廃棄物の評価

214.6kg/Y

実績値	評価点
250kg以上	5
200kg以上	4
150kg以上	3
150kg未満	1

1.3 リサイクル・リユース

1.3.1 リサイクル率 57.4%/Y

リサイクル率	評価点
40%未満	5
40%以上	4
50%以上	3
60%以上	2
70%以上	1

2 環境側面の規模V

2.1 通常、非通常時の評価

影響の規模	評価点
地球規模で影響する	5
地域規模で影響する	3
近隣に影響する	2
サイト内に影響する	1

3 発生の可能性

3.1 通常、非通常時の評価

発生日の日数	評価点
200日以上	5
150日以上	4
100日以上	3
50日以上	2
50日以下	1

1.2.2 騒音、振動の評価

	評価点
年間苦情件数が年12回以上	5
年間苦情件数が年6回以上	4
年間苦情件数が年3回以上	3
年間苦情件数が年2回以下	1

特別管理除く

1.2.4 自社からの廃棄物の量 1029.4kg/Y

実績値	評価点
1,100kg以上	5
1,000kg以上	4
900kg以上	3
900kg未満	1

1.2.6 廃棄物収集運搬時の飛散及び流失の評価

種類	評価点
水分90%以上の汚泥、し尿	5
水分80%以上の汚泥	4
水分80%以下の汚泥、固形物	3

2.2 事故、緊急時の評価

影響の規模	評価点
自治体等、応援或いは報告が必要	5
緊急事態の発生の影響が残る	4
自社のみで対応可、以降影響なし	2

3.2 事故、緊急時の評価

発生の頻度	評価点
過去1年以内に発生した例がある	5
管理状態にあるが発生の可能性も	3
管理し、教育も実施	2
管理し、二重に防護策を実施	1

付表 4 環境側面・影響評価登録一覧表(緊急事態も含む)

環境側面	発 生 源 部署 設備、施設 場所 等	発 生 量 使用量 保管料 排出量 等	影 響 を 与 え る 事 象										影 響 評 価					登 録 の 有 無	法 規 制 等 の 有 無
			地 球 環 境			地 域 環 境							結 果 の 重 大 性	側 面 の 規 模	発 生 の 可 能 性	総 合 点	順 位		
			オゾン層破壊	地球温暖化	酸性雨	天然資源の枯渇	大気汚染	水質汚濁	騒音	振動	土壌汚染	廃棄物							

[INPUT]

電力		150,061kwh/昨年度													4	5	5	100	1		
水		1,589m ³ /昨年度													4	3	5	60	3		
燃料(車両燃料、ガス等)		139,410L/昨年度													3	5	5	75	2		
紙-用紙		174,881枚/昨年度													3	5	5	75	2		
化学物質	毒物、特化物1,2種、水濁法にいう有害物質	別紙 薬品在庫一覧に示す													5	3	5	75	2		
	大気汚染・悪臭防止法及び県市条例に定める有害物質														4	3	5	60	3		
	劇物及び消防法4類指定物質														3	2	5	30			
	その他化学物質														1	5	5	25			

[OUTPUT]

排 水	雑排水														3	3	5	45			
	特定施設排水(容器、器具等の洗浄排水・試料及び試験排水)														1	3	5	15			
排出ガス	車両排気ガス	68台													1	3	5	15			
	発電機排気ガス														1	3	5	15			
	試験室ドラフトの有害ガス														5	2	5	50			
悪 臭	バキューム車	12台													5	2	5	50			
	ごみ収集車	17台													5	2	5	50			
	汚泥、ゴミ質、悪臭分析などにより発生する臭気														5	2	1	10			
	試験室ドラフトの悪臭ガス	3台													5	2	5	50			
騒 音	車両	68台													1	2	5	10			
	試験室(排気設備) (200w)	2台													1	2	5	10			
	技術分析課(発電機、ドラフトチャンバー)	1台													1	2	4	8			
	工事現場 (発電機25kVA)	1台													1	2	4	8			
	プレス機の使用	1台													2	3	5	30			

環境側面	発 生 源 部署 設備,施設 場所 等	発 生 量 使用量 保管料 排出量 等	影 響 を 与 え る 事 象										影 響 評 価					登 録 の 有 無	法 規 制 等 の 有 無
			地 球 環 境			地 域 環 境				人 の 健 康			結 果 の 重 大 性	側 面 の 規 模	発 生 の 可 能 性	総 合 点	順 位		
			オゾン層破壊	地球温暖化	酸性雨	天然資源の枯渇	大気汚染	水質汚濁	騒音	振動	土壌汚染	廃棄物							
振 動	車両 (2tダンプトラック)	2台												1	2	5	10		
	技術分析課 (発電機)	1台												1	2	4	8		
	工事現場 (工事振動)													1	2	4	8		
	プレス機の使用													2	3	5	30		
自社からの 廃棄物	廃棄物	1029.4kg/昨年度												4	3	5	60	3	
	特別管理産業廃棄物	214.6kg/昨年度												4	3	5	60	3	
	資源化可能な産業廃棄物													1	5	5	25		
	受託施設での従業員の廃棄物													1	3	5	15		

【緊急】

収集運搬時の飛散及び流失														5	5	2	50	4	
脱水車作業時の飛散及び流出														4	5	2	40		
試験室の火災・地震・手順間違い等による汚染物質の流出														5	5	2	50	4	

【リサイクル・リユース】

廃紙・ビン・缶・ペットボトル・金属くずのリサイクル	57.4%/昨年度													3	5	5	75	2	
---------------------------	-----------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	---	---	----	---	--

【アメニティ】

門前清掃・公園など清掃																			
花を植える																			

法規制等の有無に関する適用の条文

- 下水道法第十二条第2項・3項 広島市下水道条例第十三条
- 廃棄物処理法第三条第1項から3項
- 廃棄物処理法第十二条の二の第2項から12項
- 自主規制 廃棄物処理法第三条第1項から3項
- 廃棄物処理法第七条第9項、第十四条第8項 廃棄物処理法施行令第三条第1項第1号イ・ロ・ハ、第六条及び第六条の4
- 下水道法第十二条第2項・3項 広島市下水道条例第十三条
- 再生資源の利用の促進に関する法律 第5条消費者の協力

付表 5 著しい環境側面登録一覧表

1 .(通常、非通常時)

【INPUT】

- 1) 電力...全体
- 2) 水...全体
- 3) 燃料(車両燃料、ガス等)...全体
- 4) 北[°]-用紙...全体
- 5) 毒物、特化物 1,2 種、水濁法にいう有害物質...技術分析課
- 6) 大気汚染・悪臭防止法及び縣市条例に定める有害物質...技術分析課

【OUTPUT】

- 1) 特定施設排水...技術分析課
- 2) 悪臭(廃棄物収集運搬車)...環境衛生課
- 3) 自社からの廃棄物...全体
- 4) 特別管理産業廃棄物...技術分析課
- 5) 受託施設での従業員の廃棄物...受託先

【リサイクル・リユース】

- 1) 廃紙・ビン・缶・ペットボトル・金属くずのリサイクル

2 .(緊急時)

- 1) 収集運搬時の飛散及び流失 ...環境衛生課
- 2) 試験室の火災・地震・手順間違い等による汚染物質の流出...技術分析課

付表 6 法の登録一覧表

遵法状況把握チェック欄

1/3

考慮した事項	環境側面	適用法令等	制定年月日	届出等								関係部門					
				新設		変更等		管理者		休廃止		総務	固・営	環衛	合併	分析	開発
				要否	年月日	要否	年月日	要否	年月日	要否	年月日						
共通		環境基本法	平5法91														
		計量法	平4法51	要		要		要		要							
資源・材料	電力、水、燃料、紙類、薬品、試薬等	資源の有効な利用の促進に関する法律	平3法48														
		資源の有効な利用の促進に関する基本方針	平5.8.16														
		毒物及び劇物取締法	昭25法303	要		要		要		要							
		化学物質の審査および製造等の規制に関する法律	昭48法117														
		消防法（危険物）	昭23法186	要		要		要		要							
水系	排水	水質汚濁防止法	昭45法138														
		広島県環境基本条例	平7条例3														
		広島県生活環境の保全等に関する条例	平15条例35														
		水濁法3条3項に基づく排水基準を定める条例	昭46条例69														
		下水道法	昭33法79	要		要		要		要							
		広島市下水道条例		要		要		要		要							
大気	悪臭	広島県生活環境の保全等に関する条例	平15条例35														
		悪臭防止法	昭46法91														
廃棄物	廃棄物の収集・運搬・処理・処分	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	昭45法137	要		要		要		要							
		広島県条例 廃棄物の処理及び清掃に関する法律	平4広島県規則55														
		広島市 廃棄物の処理及び清掃に関する条例	昭47条例19														
		容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律	平成7年法112														

保存期間(3年)

付表 6 法の登録一覧表

遵法状況チェック欄

2/3

考慮した事項	環境側面	適用法令等	制定年月日	該当条文等	行動内容 / 実施内容	遵法状況チェック欄
共通	環境基本法		平5法91 最終改正：H11/12/22 法律第221号	第4条「環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築等」 第8条「事業者の責務」	・当社の「環境マネジメントシステム」の実行	
	計量法		平4法51 最終改正：H12/5/31 法律第91号	第10条「正確な計量」 第16条「使用の制限」 第19条「定期検査」 第110条「事業規程」	・検定、計量証明検査、計量証明設備 台帳による機器の管理	
資源 ・ 材料	電力、 水、 燃料、 紙類、 薬品、 試薬等	資源の有効な利用の促進に関する法律	平3法48	第4条「事業者の責務」	・分別回収の実施	
		資源の有効な利用の促進に関する基本方針	平5.8.16	第5項「当事者ごとの目標」		
		毒物及び劇物取締法	昭25法303 最終改正：H12/11/27 法律第126号	第3条「禁止規定」 第6条「登録事項」 第11条「毒物又は劇物の取扱」	・施錠のできる薬品庫・冷暗所に保管 すべきものについては施錠のできる室 内の冷蔵庫等で保管(記録様式「錠- 1」)	
		化学物質の審査および製造等の規制に関する法律	昭48法117 最終改正：H11/12/22 法律第160号	第14条「使用の制限」	・保管、使用量の管理(記録様式「化- 1」)	
		消防法(危険物)	昭23法186 最終改正：H11/12/22 法律第163号	第10条～第16条9「危険物」	・指定数量未満での保管・管理を実施 ・(甲種・乙種)危険物取扱者の育成	
水系	排水	水質汚濁防止法	昭45法138 最終改正：H12/5/31 法律第91号	第5条「特定施設の設置の届出」 第14条「排出水の汚染状態の測定等」	・特定施設の設置の届出 ・排出水の自主測定結果記録(記録様 式「排-1」) ・下水道局立入検査記録	
		広島県環境基本条例	平7条例3 最終改正：H7/3/15 広島県条例3	第6条「事業者の責務」		
		広島県生活環境の保全等に関する条例	最終改正：H15/10/07 広島県条例第35号	第36条「有害物質の地下浸透の禁止」 第76条「化学物質の適正管理」		
		水濁法3条3項に基づく排水基準を定める条例	昭46条例69 最終改正：H3/3/14 広島県条例15			
		下水道法	昭33法79 最終改正：H12/5/31 法律第91号	第12条2～第12条4		
		広島市下水道条例	昭33法79 最終改正：H12/12/25 条例第78号	第13条「特定事業場からの下水の排 除の制限」		

考慮した事項	環境側面	適用法令等	制定年月日	該当条文等	行動内容 / 実施内容	遵法状況チェック欄
大気	悪臭	広島県生活環境の保全等に関する条例	最終改正：H15/10/07 広島県条例第35号		・バキュームの脱臭装置にマスクング剤を使用	
		悪臭防止法	昭46法91 最終改正：H12/5/17 法律第65号	第7条「規制基準の遵守義務」 第14条「国民の責務」		
		広島県告示 悪臭防止法に基づく規制地域の指定および規制基準の設定	最終改正：H10/3/24 県告示351			
廃棄物	廃棄物の収集・運搬・処理・処分	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	昭45法137 最終改正：H12/5/31 法律第91号	第3条「事業者の責務」 第7条の9「一般廃棄物処理業」 第12条の2「事業者の特別管理産業廃棄物に係る処理」 第12条の3「産業廃棄物管理票」 第14条の8「産業廃棄物処理業」	・「廃棄物処理受委託管理要領書」の実行 ・一般廃棄物処理業に係る許可証 ・特別管理産業廃棄物処理票、記録様式「技廃-1」、「技廃-2」による管理 ・産業廃棄物処理業に係る許可証	
		広島県条例 廃棄物の処理及び清掃に関する法律	平4広島県規則55 最終改正：H11/4/1 県規則37	第4条「一般廃棄物処理施設の設置許可申請書等の縦覧場所」 第5条「産業廃棄物処理業の許可証の再交付」		
		広島市 廃棄物の処理及び清掃に関する条例	昭47条例19 最終改正：H12/9/28 条例第66号	第4条「事業者の責務」		
		容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律	平7法112 最終改正：H12/6/7 法律第113号	第4条「事業者及び消費者の責務」		

付表 6 法の登録一覧表

遵法状況把握チェック欄

3/3

考慮した事項	環境側面	適用法令等	制定年月日	測定・報告						
				頻度		報告		記録		その他
共通		環境基本法	平5法91		年月日	要否	年月日	要否	年月日	年月日
		計量法	平4法51			要		要		
資源・材料	電力、水、燃料、紙類、薬品、試薬等	資源の有効な利用の促進に関する法律	平3法48							
		資源の有効な利用の促進に関する基本方針	平5.8.16							
		毒物及び劇物取締法	昭25法303							
		化学物質の審査および製造等の規制に関する法律	昭48法117							
		消防法	昭23法186	年1		要		要		
水系	排水	水質汚濁防止法	昭45法138							
		広島県環境基本条例	平7条例3							
		広島県生活環境の保全等に関する条例	平15条例35							
		水濁法3条3項に基づく排水基準を定める条例	昭46条例69							
		下水道法	昭33法79	年12				要		
		広島市下水道条例		年12				要		
大気	悪臭	広島県生活環境の保全等に関する条例	平15条例35							
		悪臭防止法	昭46法91							
		広島県告示 悪臭防止法に基づく規制地域の指定および規制基準の設定								
廃棄物	廃棄物の収集・運搬・処理・処分	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	昭45法137	年1	6月30日	要		要		
		広島県条例 廃棄物の処理及び清掃に関する法律	平4広島県規則55		6月30日	要		要		
		広島市 廃棄物の処理及び清掃に関する条例	昭47条例19							
		容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律	平成7年法112							

保存期間(3年)

付表7 環境情報入手・発信登録処理表 (1/1)

処理番号	号
------	---

[1] 情報入手・発信等

情報入手・発信経路	外部情報	総務課 部門名()
	内部情報	事務局 部門名()
	法律等要求事項	事務局
情報入手・発信先		
情報入手・発信日付	年 月 日	
情報入手・発信記録者		

[2] 本登録表の内容（従前の当該情報の相違点等）

添付資料：

[3] 関連部署へ回布（関連部門は部門内責任者が署名）

配布先	総務、環事(業1・2)、環事(業3)、営業、新事、環技、環開
-----	--------------------------------

[4] 関連部門の回答又は情報

経営者との協議（要		・否）添付資料（有・無）		
関連部門内責任者	署名	印	起案	年 月 日
	署名	印	受取	年 月 日
		印		年 月 日
		印		年 月 日
		印		年 月 日
		印		年 月 日
		印		年 月 日
環境管理責任者	署名	印	承認・確認	年 月 日
事務局	署名	印	処理	年 月 日

保存期間（3年）

付表 8 環境目的・目標一覧表

環 境 方 針				
目 的	年 度 目 標 (対平成14年度比)			
	平成15年度	平成16年度	平成17年度	
(1) 地球温暖化防止と天然資源の有効利用のため、電力、水、燃料、紙類、その他の資材の使用低減に努める。				
電力の使用量を削減する。	(平成17年度において、平成14年度比で約1.5%削減する。)	H14年度実績の0.5%削減	前年度目標値の0.5%削減	前年度目標値の0.5%削減
浄水の使用量を削減する。	(平成17年度において、平成14年度比で約3%削減する。)	H14年度実績の1%削減	前年度目標値の1%削減	前年度目標値の1%削減
車両用燃料の使用量を削減する。	(平成17年度において、平成14年度比で約1.5%削減する。)	H14年度実績の0.5%削減	前年度目標値の0.5%削減	前年度目標値の0.5%削減
コピー用紙の使用量を削減する。	(印刷複写用紙の使用量を平成17年度において、平成14年度比で約5%削減する。)	H14年度実績の2%削減	前年度目標値の2%削減	前年度目標値の1%削減
(2) 薬品、試薬等で人間や生物にとって有害な物質の管理を徹底する。				
有害化学物質の管理を徹底する。	(容器の破損防止、保管方法を改善する。)	管理手順の徹底遵守	-	-
(3) 排水、悪臭、が環境に影響を与えないよう諸法令を遵守する。				
(4) 社内からの廃棄物は発生を抑制し、分別を徹底し、資源化に努め、排出量を低減する。				
廃棄物の処分量を削減する。	本社から発生する廃棄物は、リサイクルに努めると共に、処分量を平成17年度において、平成14年度比で約5%削減する。	H14年度実績の2%削減	前年度目標値の2%削減	前年度目標値の1%削減
	受託先で発生する各現場の廃棄物は、処分量が出来得る限り減量できるよう努める。	-	-	-
(5) 廃棄物収集・運搬時の飛散・流出防止のための管理を徹底する。				
収集運搬時の飛散・流出の防止に努める。	機材の定期的な点検及び社員の教育を行う。	-	-	-
(6) 試験室の火災・地震・手順間違い等による汚染物質の流出を防止する				
試験室の火災・地震・手順間違い等による汚染物質の流出。	社員の緊急時の教育・訓練を行う。	-	-	-
(7) 資源の有効利用のため廃棄物のリサイクルを徹底する。				
紙類・ビン・缶・ペットボトル・金属くず他のリサイクルを徹底する。	(廃棄物のリサイクル率を、平成17年度において、平成14年度実績より約10%増加させる。)	H14年度実績の5%増加	前年度目標値の3%増加	前年度目標値の2%増加

付表 9 環境保全推進組織図

経営者	社長	大森 雄嗣
	専務	大森 雄男

環境推進委員会						
委員長 環境管理責任者						
構成員 部門内責任者(部課長)						
総務部	環境技術部	環境事業部 業務3課	環境事業部 業務1・2課	営業部	新規事業部	環境開発部
津田章	小幡彰	杉本敏昭	市川幸弘	高野一雄	高野一雄	空明輝

部門内事務局(部門内責任者指名)						
総務部	環境技術部	環境事業部 業務3課	環境事業部 業務1・2課	営業部	新規事業部	環境開発部
内須田山直和樹宏	児玉泉	大森彩恵	田中玲子	内田浩子	伊藤勝	加鈴藤政由利香恵

環境管理責任者 (社長 任命) 許田 宗文

内部環境監査委員会 (社長 任命)	
主任内部環境監査員	木村 真二
内部環境監査員	友田 八郎

環境MS事務局 (環境管理責任者 任命・統括)	
主任事務局員	須山 和宏
事務局員	岩本 沙織
事務局員	内田 直樹
事務局員	上村 賢治

付表10 環境関連資格能力及び教育訓練一覧表

項目	教育内容	講師	受講対象者	教育・訓練実施計画
1. 一般教育	a) 環境方針と手順との適合性について b) 環境マネジメントシステムの要求事項について c) 環境保全活動の結果、期待される効果について d) 緊急事態発生時への対応について 緊急事態発生時の連絡及び処置 緩和並びに予防処置 事後の処置等 e) 規定された運用手順から逸脱した際に予想される結果について	(下記の者が行う) 1. 経営者 2. 内部環境監査員 3. 環境管理責任者 4. 部門内責任者 5. 推進員 6. 事務局員 上記講師対象者は、マニュアル、手順書、要領書等の必要な範囲をよく読み理解した上で教育・訓練にあたること	全社員	部全体の教育・訓練は年に一回、十随月に実施
2. 専門教育	a) 内部環境監査員教育 内部環境監査員養成セミナーあるいはこれに準ずる社内教育	経営者の指名を受けた者 外部教育機関	経営者によって指名された者	必要に応じて随時
3. 特定教育	a) 法制上の資格を必要とする業務に従事する者への教育 b) 業務遂行上適切な教育・訓練経験等の履修 c) 著しい環境影響を及ぼす可能性のある作業従事者に対する、職務遂行上必要な業務手順、作業要領に基づく環境保全知識、情報等の教育 電気、水、燃料、コピー用紙、自社からの廃棄物、受託先での従業員の廃棄物・・・全体 については「一般教育」にて行う。 毒物、特化物1,2種、水濁法にいう有害物質、大気汚染・悪臭防止法及び県市条例に定める有害物質、特定施設排水 特別管理産業廃棄物・・・技術分析課 悪臭(廃棄物収集運搬車)・・・環境衛生課 (緊急時) 収集運搬時の飛散及び流失・・・環境衛生課 試験室の火災・地震・手順間違い等による汚染物質の流失・・・技術分析課	a) 有資格者 b) 部門内責任者、有資格者 c) 全体...「一般教育」の教師 技術分析課...部門内責任者、有資格者、部門内責任者の指名した者(実務3年以上) 環境衛生課...部門内責任者、有資格者、部門内責任者の指名した者(実務3年以上)	当該業務に従事する者	部全体の教育・訓練は年に一回、十随月に実施

詳細事項は 付表10 別表 参照

付表10 別表

著しい環境側面		該当業務	資格・能力・経験・知識	従事者
1	電力	全員	電力消費量低減実施手順書の理解	全員（一般教育として）
2	水		水道使用量低減実施手順書の理解	
3	燃料		燃料消費量低減実施手順書の理解	
4	紙・用紙		紙類使用量低減実施手順書の理解	
5	自社からの廃棄物		廃棄物管理手順書の理解	
6	毒物、特化物1・2種、水濁法にいう有害物質	技術分析	化学物質等管理手順書の理解	技術分析課全員
7	大気汚染、悪臭防止法及び 縣市条例に定める有害物質			
8	特定施設排水		排水水質管理手順書の理解	
9	悪臭（廃棄物収集運搬車）	廃棄物の収集運搬	環境方針の理解	環境事業部 （但し技術分析課を除く）
10	特別管理産業廃棄物	技術分析	技術分析課廃棄物取扱要領書の理解	技術分析課全員
		特別管理産業廃棄物の管理責任	特別管理産業廃棄物管理責任者講習受講	小幡 彰
11	受託先での従業員の廃棄物	建物の維持管理	環境方針の理解	受託先毎の従業員
12	収集運搬時の飛散及び流出	廃棄物の収集運搬	環境衛生課緊急事態対応手順書の理解	環境事業部 （但し技術分析課を除く）
13	試験室の火災、地震、手順 間違い等による汚染物質の 流出	技術分析	技術分析課緊急事態対応手順書の理解	技術分析課全員